

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

障害者差別解消法について

へいせい ねん がつ にち しこう
～平成28年4月1日 施行～



わたし たちのまちには、さまざまな人が暮らしています。みんな違いはありますが、誰もが
おな まな はたら く けんり も 同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人が社会参加
するにはさまざまな障壁（差別）があります。

だれ たが そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい じつげん しょう りゆう
誰もがお互いを尊重して支え合う「共生社会」を実現するには、障がいを理由とした
さべつ か しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしきめいしょう しょうがい りゆう
差別をなくすことが欠かせません。そのために障害者差別解消法（正式名称：障害を理由
とする差別の解消の推進に関する法律）が定められました。

しょう りゆう さべつ かいしょう せきむ ひとり
障がいを理由とする差別を解消していく責務は、みなさん一人ひとりにあります。みん
なでこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。

あいづわかまつし
会津若松市

障がい者に対する差別とは？



この法律では、次の2つの行為を障がい者に対する差別としています。

① 不当な差別的取扱いをすること

障がい理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人には求めないような条件を付けたりすることなどをいいます。

ただし、このような取扱いが、誰が見ても正当で、やむを得ない場合には差別にはなりません。

■ 不当な差別的取扱いの例

- 障がいがあることのみを理由にして、来店することやサービスを提供することを拒否する。
- 特に必要がないにもかかわらず、障がいがあることを理由に付き添いの同行を求める。又は、特に支障がないにもかかわらず付き添いの同行を断る。
- 盲導犬や聴導犬、介助犬を連れてくることを理由として、来店することやサービスを提供することを拒否する。 など

② 合理的配慮を行わないこと

障がいのある人とならない人の平等な機会を確保するため、障がいのある人からの求めに応じて、負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除くことを「合理的配慮」といいます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利や利益が守られない場合も差別にあたります。

■ 合理的配慮の不提供の例

- 災害時の避難所で、聴覚障がいがあることを管理者に伝えていたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- 役所の会議に招かれ、わかりやすく説明してくれる人が必要だと申し出たが、用意してくれなかった。
- 視覚障がいがあるためスーパーマーケットの中で店員にトイレの場所を尋ねたが、「その角を歩いていけばあるから！」と言うだけで、わかるように説明してくれなかった。 など



(Q) 障がいのある人にとって、「社会的障壁」とはどのようなことですか？



(A) 障がいのある人が日常生活を送るときに直面するさまざまな困難（＝障壁）のことをいいます。
 例としては、町なかの段差（車いすの方などは、進むことが困難になります。）などの物理的な障壁や、音声だけの案内（耳の不自由な方には、その案内情報を受け取ることができません。）などの情報に関する障壁のほか、障がいのない人を前提とした制度や慣行、障がいに対する偏見などさまざまなものがあります。



この法律のポイント

「不当な差別的取扱い」をすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。また、「合理的配慮」は、役所は必ず行わなければならないませんが、会社やお店などはできるだけ行うように努力することが求められます。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
やくしょ 役所 くに ちほうこうきょうだんたい (国や地方公共団体)	してはいけない	しなければならない
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者 かいしゃ みせ (会社やお店など)	してはいけない	どりよく するように努力する

やくしょ くに ちほうこうきょうだんたい 役所（国や地方公共団体）は、その職員が適切に対応するためのガイドライン（対応要領）を定めることとされています。

また、かいしゃ みせ 会社やお店などが適切に対応することができるよう、くに しょうちょう 国（省庁）がその所管する分野ごとにガイドライン（対応指針）を定めます。

たとえば、たつ じぎょうしゃ バス事業者や てつどうじぎょうしゃ 鉄道事業者などについては くに しょうちょう 国土交通大臣が、いんしょくてん 飲食店や りょかんじぎょうしゃ 旅館事業者などについては こうせいろうどうだいじん 厚生労働大臣がそれぞれガイドライン（対応指針）を定めます。



合理的配慮の例

- 困っている方がいるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめて対応する。
- 段差がある場合に、車いす利用者のキャスター上げ等の補助を行う。簡易スロープを渡す等の配慮を行う。
- 本人の状態に応じて、筆談や読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- 書類等を記入する際に、記入方法を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達する。
また、要望があった際に、書類の内容や状況に応じて代筆に対応する。
- 注文や問い合わせ等について、電話によるものだけでなくFAXやメールなどの複数の方法にも対応できるようにする。
- 展示会等開催時の入退場に支障が生じるような場合には、一般入り口とは別に専用口を設ける。



段差があっても簡易スロープなどの様々な配慮で



手話が無理でも、筆談でコミュニケーション



窓口では、必要に応じて図などを使ってわかりやすい説明を

※ 上記の具体例については、このような配慮を行う側にとって「負担になりすぎない」ことを前提としています。また、これらはあくまで例示であり、記載されている具体例に限定されるものではありません。

障害者差別解消法に関する問い合わせ先

会津若松市 健康福祉部 障がい者支援課

電話：0242-39-1241 FAX：0242-39-1430
E-mail：shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp